

**令和5年度（2023年度）
多摩市立教育センター活動報告書**

多摩市立教育センター

〈目次〉

教育センター概要	4
発達・教育初回相談窓口実績	5
教育相談室 活動報告	9
特別支援教育マネジメントチーム 活動報告	22
適応教室(ゆうかり教室) 活動報告	29
適応指導(日本語指導) 活動報告	32
V L P (バーチャル・ラーニング・プラットフォーム) 活動報告	33
運営組織	35
《参考資料》関係例規	36

多摩市立教育センターの概要

1 設置の目的

多摩市における学校教育の充実と振興を図る。

2 略歴

昭和 48 年	多摩市教育相談室を設置
昭和 58 年	多摩市教育相談室を廃止し、多摩市教育研究所を新設
平成 14 年	多摩市教育研究所を廃止し、条例設置機関の多摩市立教育センターを開設
平成 19 年	土曜日の相談業務を開始。経営研究室を新設。特別支援教育マネジメントチーム発足
平成 22 年	西愛宕小学校内にゆうかり西愛宕教室を開設。インターネット・携帯電話 安全安心相談を新設
平成 26 年	これまで適応教室に配置してきたスクール・ソーシャル・ワーカーの配置拠点を教育相談室内に移転
平成 27 年	ゆうかり西愛宕教室を閉室。多摩市特別支援教育推進計画(平成 28～32 年度)策定
平成 28 年	教育センターの常勤職員が市長部局の健康福祉部障害福祉課発達支援室担当との兼務開始
平成 29 年	諏訪複合教育施設の GHP エアコンの更新工事を実施
平成 30 年	教育相談のメールによる相談受付を開始
令和 2 年	発達支援と教育相談の窓口を統合し、発達・教育初回相談窓口を開設。第二次多摩市特別支援教育推進計画(令和 3～7 年度)策定

3 施設

所 在 地	機 能
多摩市諏訪五丁目 1 番地 かけはし「諏訪複合教育施設」	2 階 ○発達・教育初回相談窓口 042-372-1038 【事務室】042-372-1010 ○適応指導（日本語指導） 【特別支援教育マネジメントチーム】042-372-2050 ○就学相談 ○転学相談 ○通級入級相談 ○巡回相談 【教育相談室】 ○教育相談 042-372-1030 ○電話教育相談(子どもホットライン) 042-372-2000 ○スクールソーシャルワーカー042-372-1030 【発達支援室】042-374-2717 ○発達相談 ○保育園・幼稚園等への巡回相談 ○多摩市ひまわり教室運営 4 階 【ゆうかり教室】042-372-1076 ○適応教室

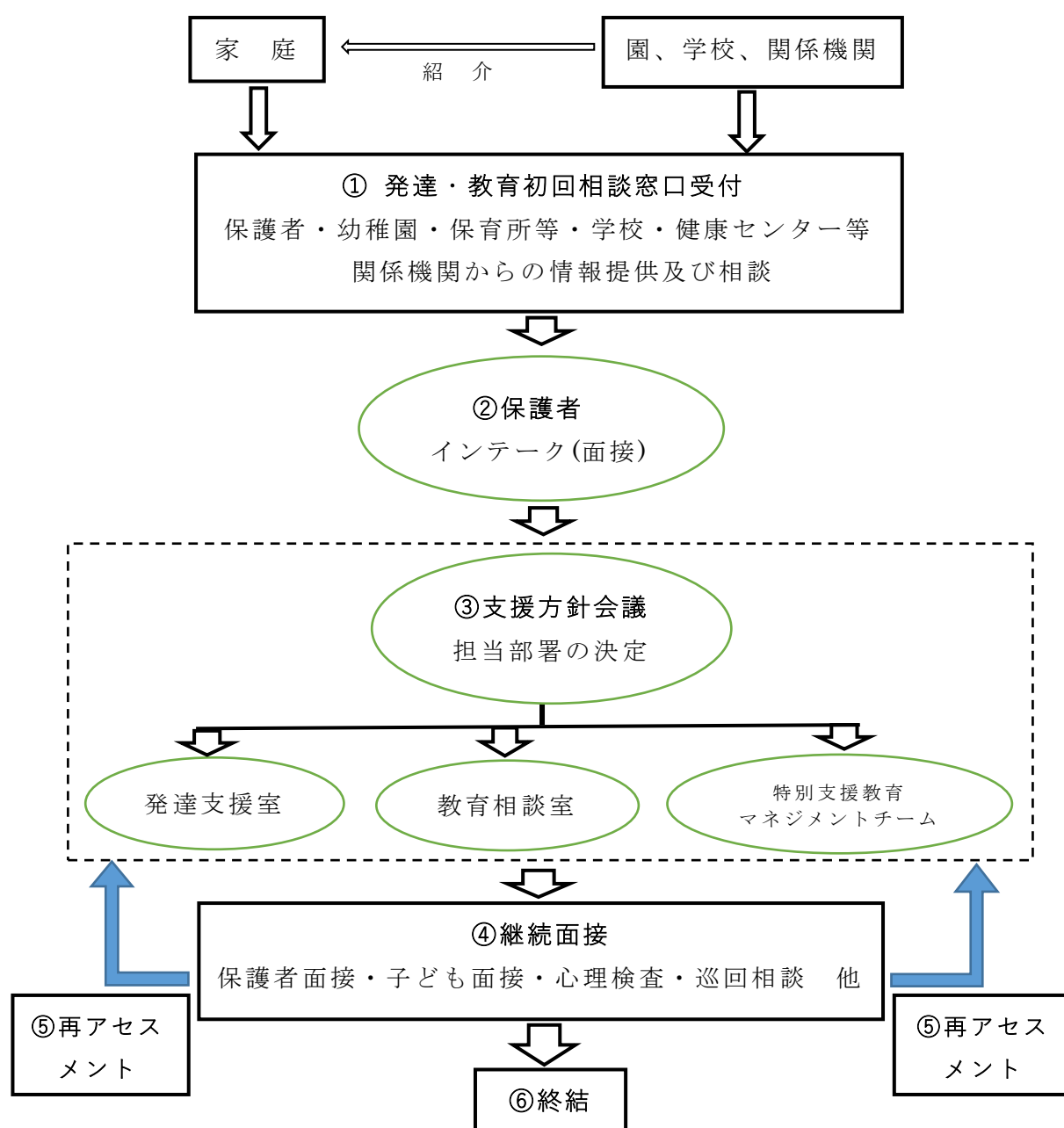
令和5年度 発達・教育初回相談窓口実績

1 発達・教育初回相談窓口の設置

教育と福祉が連携した就学前後の切れ目のない支援に向け、多摩市教育委員会多摩市立教育センターと多摩市健康福祉部障害福祉課発達支援室は、職員の兼務化や事務室の統合を行ってきたが、各々の相談窓口は分かれていた。こうした中、市民にわかりやすい相談窓口及びさらなる連携強化のため、令和2年9月より、教育センターと発達支援室の初回相談窓口を統合し、「発達・教育初回相談窓口」を設置した。

(1) 発達・教育初回相談の流れ

フローチャートのとおり。



① 発達・教育初回相談窓口の受付

電話による申し込みで保護者等からの相談受付を行う。幼稚園や保育所等・学校、健康センター、子ども家庭支援センターからも受付を行っている。相談内容を聞き取り、初回の相談日（インテーク日）を決める。

また、保護者の了解のもと、在籍園や在籍校での様子、他機関での相談状況の聞き取りを行う。

② 保護者インテーク（初回面談）

初回面談を保護者で行う。面談は保健師、社会福祉士等が行い、主訴やこれまでの経緯等を聴き、今後の流れを説明する。

③ 支援方針会議

保護者インテーク終了後、支援方針会議を行う。支援方針会議には発達支援室、教育相談室、特別支援教育マネジメントチームの職員が参加する。

会議では支援方針を検討及び決定し、主訴等に応じて主に担当する相談機関を決める。

④ 継続面談・支援

支援方針会議で決定した方針に基づき、保護者・子どもとの面談や幼稚園や保育所、学校等への訪問、心理検査、医療機関・関係機関と連携しながら支援を行う。

⑤ 再アセスメント

再度アセスメントが必要な場合は、支援方針会議で再検討し、支援方針を決める。

⑥ 終結

課題の解決、本人・保護者の相談主訴が解消、環境調整や支援の定着による安定した生活が図れた場合等は終結となる。

※守秘義務について

相談業務については、秘密を厳守し、相談者の合意なしに外部への情報提供は行わない。相談の経過の中で、教育・医療・福祉などの関係機関との連携をする際、相談者の了承を得たうえで行う。

ただし、法令等の規定で必要があると認められる場合や個人の生命、身体の安全等を守るためにやむを得ないと判断された時は、例外的な対応を行うことがある。このことについて、相談開始時に相談者へ説明し、同意を得ることとしている。

（２）発達・教育初回相談の実績

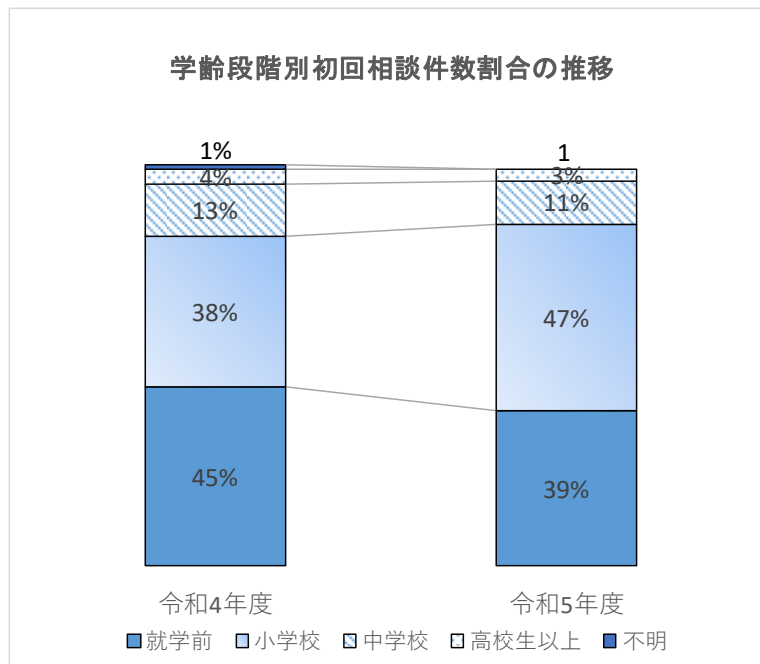
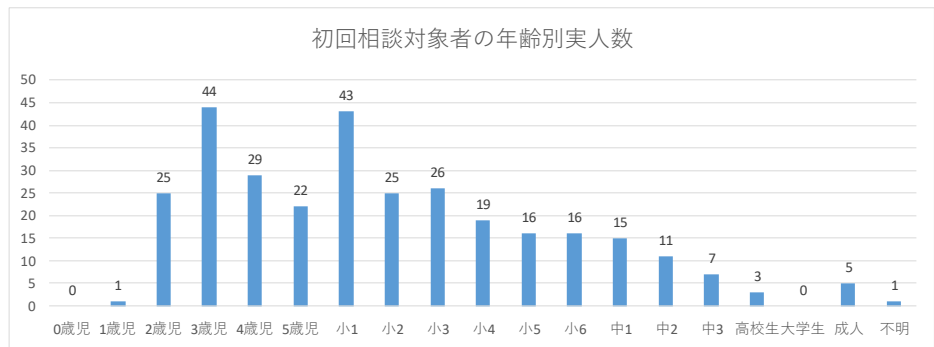
①発達・教育初回相談窓口相談件数

相談件数には、保護者のほか関係機関等からの相談を含む。（令和２年度は、令和２年９月から翌年３月までの件数）

相談件数（人）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実数	239	397	380	308
延べ数	258	457	483	395

②相談対象者年齢

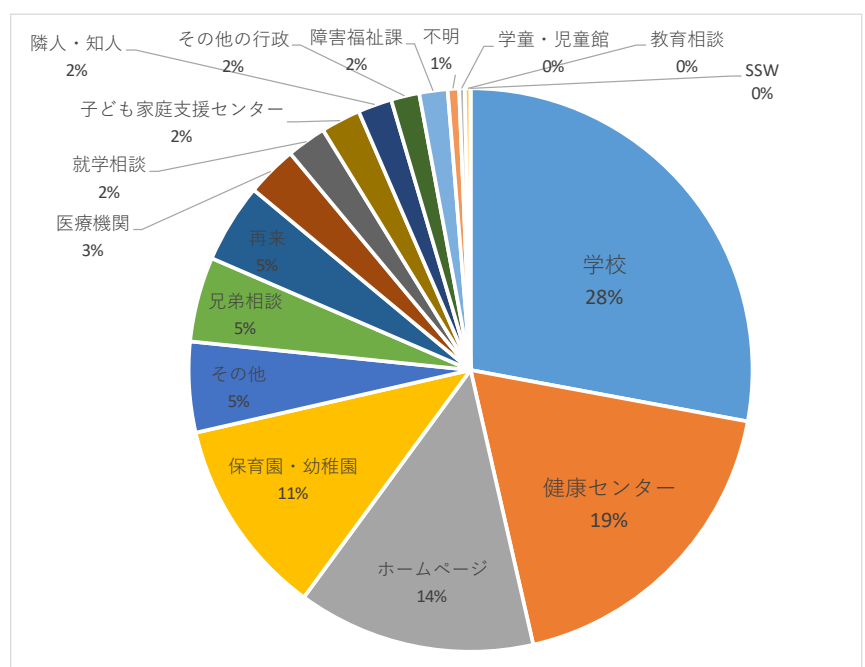
0歳児	0
1歳児	1
2歳児	25
3歳児	44
4歳児	29
5歳児	22
小1	43
小2	25
小3	26
小4	19
小5	16
小6	16
中1	15
中2	11
中3	7
高校生	3
大学生	0
成人	5
不明	1
合計	308



③相談経路

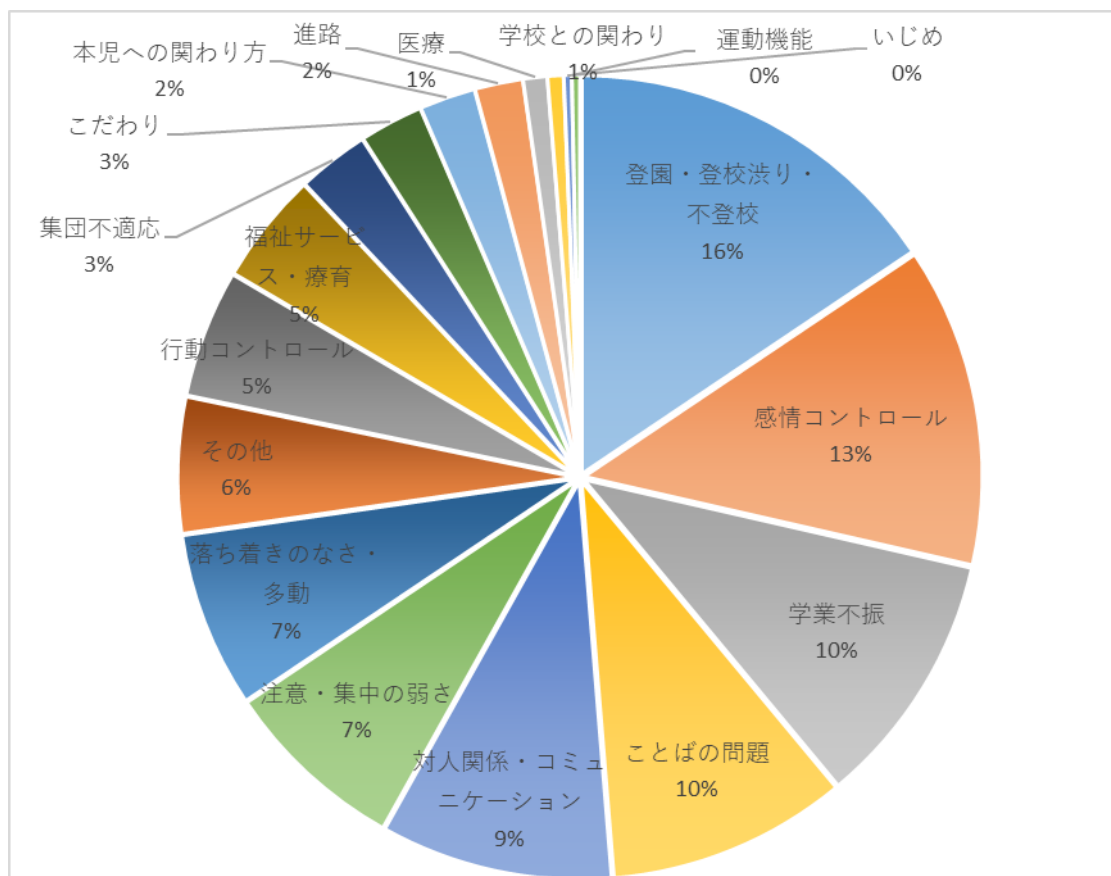
初回相談の相談経路は以下のとおり。

学校	86
健康センター	57
ホームページ	42
保育園・幼稚園	35
その他	16
兄弟相談	15
再来	14
医療機関	9
就学相談	7
子ども家庭支援センター	7
隣人・知人	6
その他の行政機関	5
障害福祉課	5
不明	2
学童・児童館	1
教育相談	1
SSW	0
合計	308



④主訴

登園・登校渋り・不登校	48	福祉サービス・療育	14
感情コントロール	40	集団不適応	9
学業不振	32	こだわり	8
ことばの問題（含吃音）	30	本児への関わり方	7
対人関係・コミュニケーション	29	進路	6
注意・集中の弱さ	23	医療	3
落ち着きのなさ・多動	22	学校との関わり	2
その他	17	運動機能	1
行動コントロール（含手が出る）	16	いじめ	1
		合計	308



⑤担当先となった機関

支援方針会議による機関別の担当件数は以下のとおり。

発達支援室	188	教育相談室	83
マネジメントチーム	0	なし※	35
その他（他機関）	2	合計	308

※初回相談のみで終結した場合や主訴解消による取り下げ等の件数

令和5年度 教育相談室 活動報告

1 教育相談

(1) 教育相談室の位置づけと役割

多摩市立教育センターは、多摩市立教育センター条例に基づき設置されている多摩市教育委員会教育部の組織である。設置の目的として、第1条に「多摩市における学校教育の充実と振興を図るため」とあり、目的を達成するための事業として、「教育相談に関すること。」と定められている。

したがって、教育相談室は、市の行政サービスとしての相談機関であり、家庭教育、学校教育をサポートする役割を担っている。援助サービスの対象者は主に市立小中学校の児童生徒及び保護者や学校の教職員等関係者である。

教育相談室スタッフは、心理専門職とスクール・ソーシャル・ワーカーから構成されている。教育相談は地域における、子どものよりよい成長・発達を支えるための専門機関（教育・医療・福祉など）のひとつであり、心理学的、教育的専門性をもって相談支援・援助業務を行う。

(2) 教育相談室の主な業務

①教育相談

子どもが成長する過程で生ずる様々な心理的・発達的な問題を、子ども自身が解決し、乗り越えていけるようになること、また保護者がそれをよりよく支えていけるようになることを目指している。子どもには、遊びや課題、話し合いなどを通して、成長・発達を支援・援助している。保護者には、子どもの理解や対応についてカウンセリングを行い、必要に応じて、医療機関・福祉機関など他機関を紹介する。

②コンサルテーション

日々の教育活動の中で、学校の教職員が対応に苦慮している児童・生徒の理解や対応に関する相談に応じている。

③緊急支援

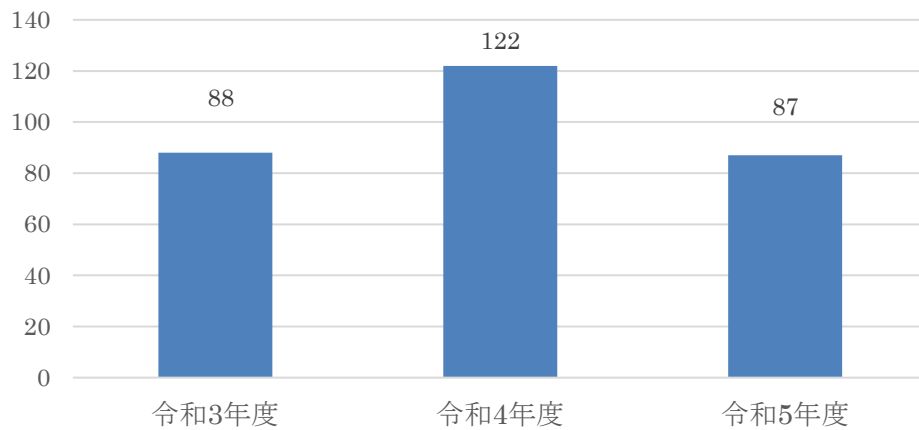
児童・生徒の心のケアが必要な事件・事故・災害などが発生した際、当該児童・生徒・保護者または学校教員に対して、支援を行う。心のケアが必要かどうかの相談にも応じている。

(3) 教育相談室の主な業務

①新規申し込み相談件数の推移

令和3年度以降の新規申し込み相談件数をグラフ1に示す。

(単位：件)

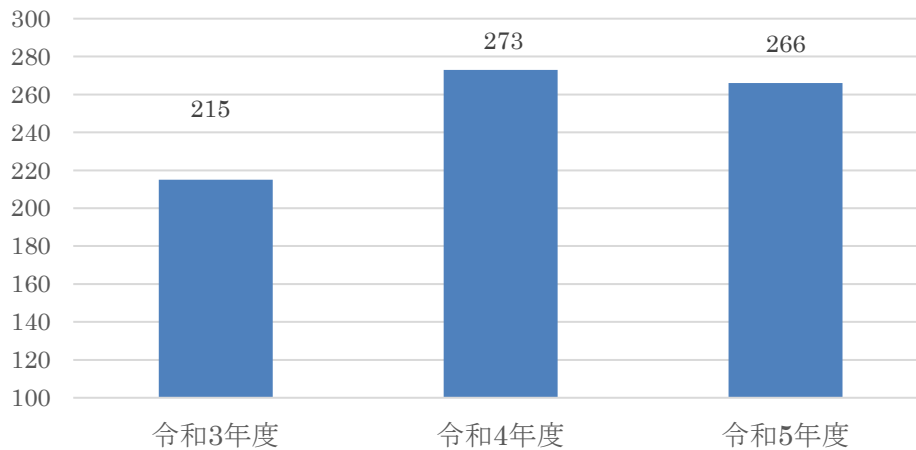


グラフ1 新規申込相談件数

②年間相談件数

令和3年度以降の相談件数をグラフ2に示す。年間相談件数とは、前年度からの継続相談件数と本年度新規申し込み相談件数を合計したものである。

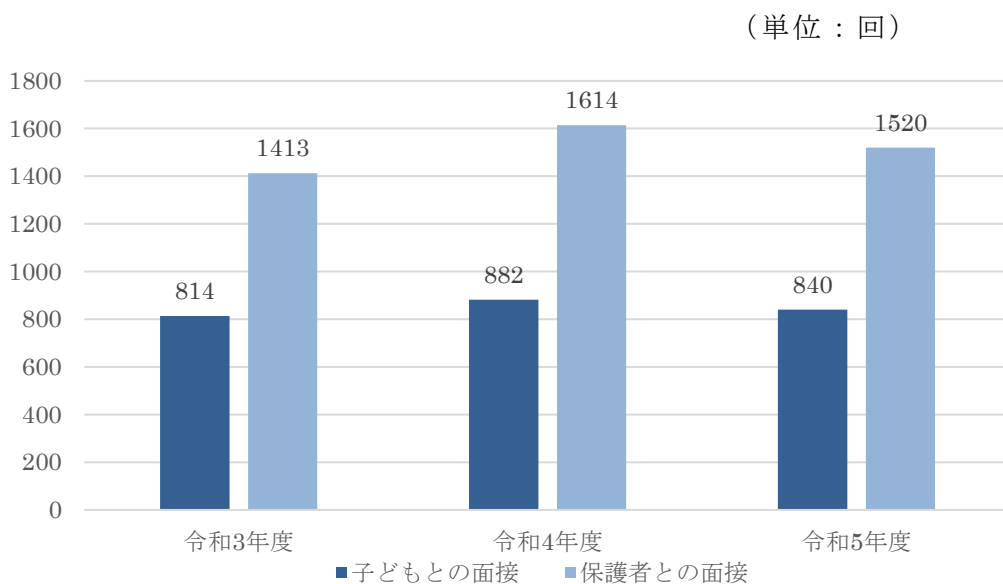
(単位：件)



グラフ2 年間相談件数

③面接等回数

令和３年度以降の面接回数をグラフ３に示す。面接等回数とは子ども・保護者と相談や検査を行なった件数であり、学校連携や行動観察などは含まない。検査の実施状況は表１に示す。



グラフ3 面接回数

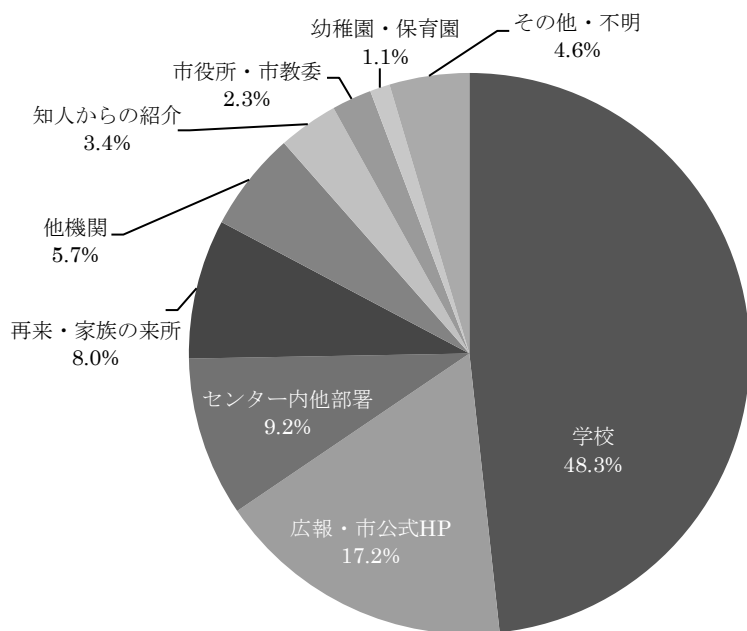
表１ 令和５年度心理検査の件数（回）

知能発達検査等	51
読み書き、音読検査等*	6
人格検査等	5
合 計	62

* STRAW-R、URAWSSⅡ、URAWSS English 等

④新規相談申し込み経路

令和5年度の新規相談申し込み経路をグラフ4に示す。



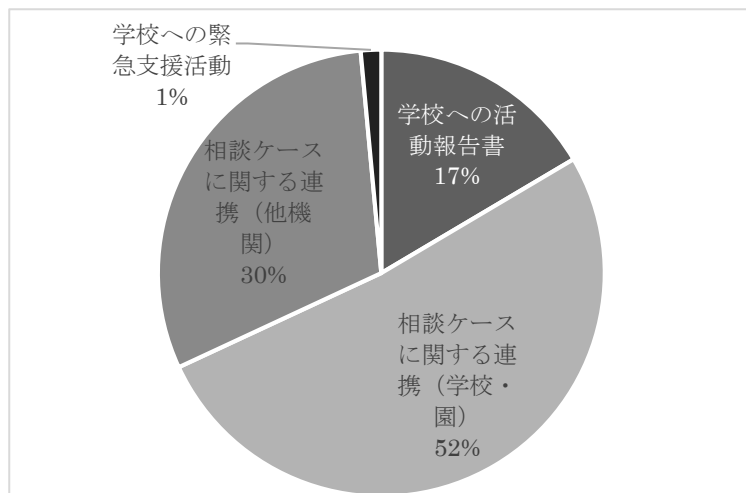
グラフ4 新規相談申込み経路

(単位：件)

申し込み経路	件数
学校	42
広報・市公式 HP	15
センター内他部署	8
再来・家族の来所	7
他機関	5
知人からの紹介	3
市役所・市教委	2
幼稚園・保育園	1
その他・不明	4
合 計	87

⑤連携について

学校、他機関との連携回数をグラフ5に示す。



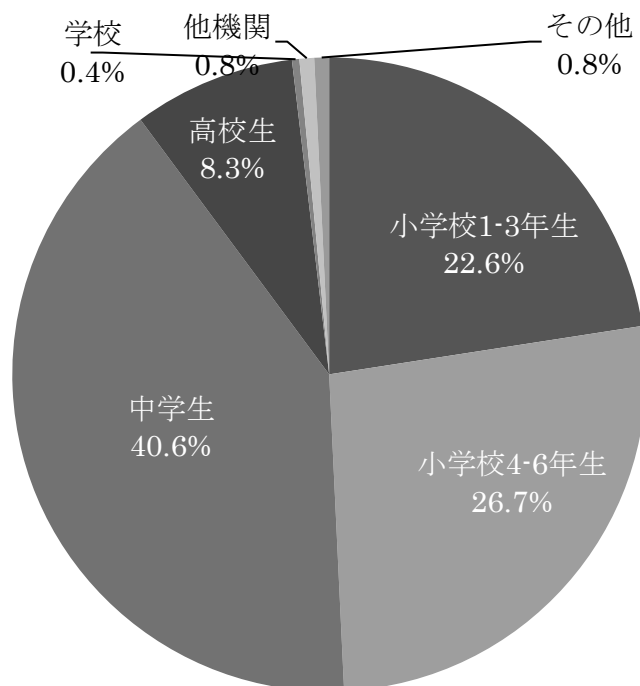
グラフ5 他機関との連携

(単位：回)

連携の内容	回数
学校への活動報告書による連携	78
相談ケースに関する連携（学校・園）	244
相談ケースに関する連携（他機関）	144
学校への緊急支援活動	7
合 計	473

⑥相談者の学年等

令和5年度の相談266件について、学年等をグラフ6に示す。（「他機関」の内訳は「学童・児童館」、「子ども家庭支援センター」、および「その他の機関」である。「その他」の内訳は「未成年」、「成人」、「不明」である）。



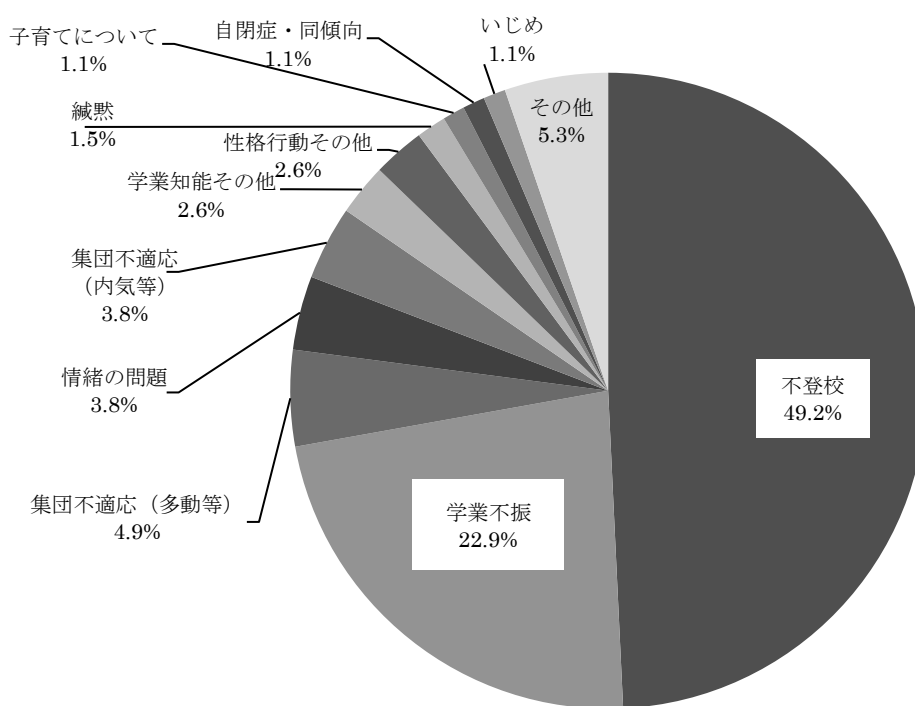
(単位：件)

相談者の学年等	件数
小学校 1-3 年生	60
小学校 4-6 年生	71
中学生	108
高校生	22
学校	1
他機関	2
その他	2
合 計	266

グラフ6 学年別相談割合

⑦主訴について

令和5年度の主訴をグラフ7に示す。



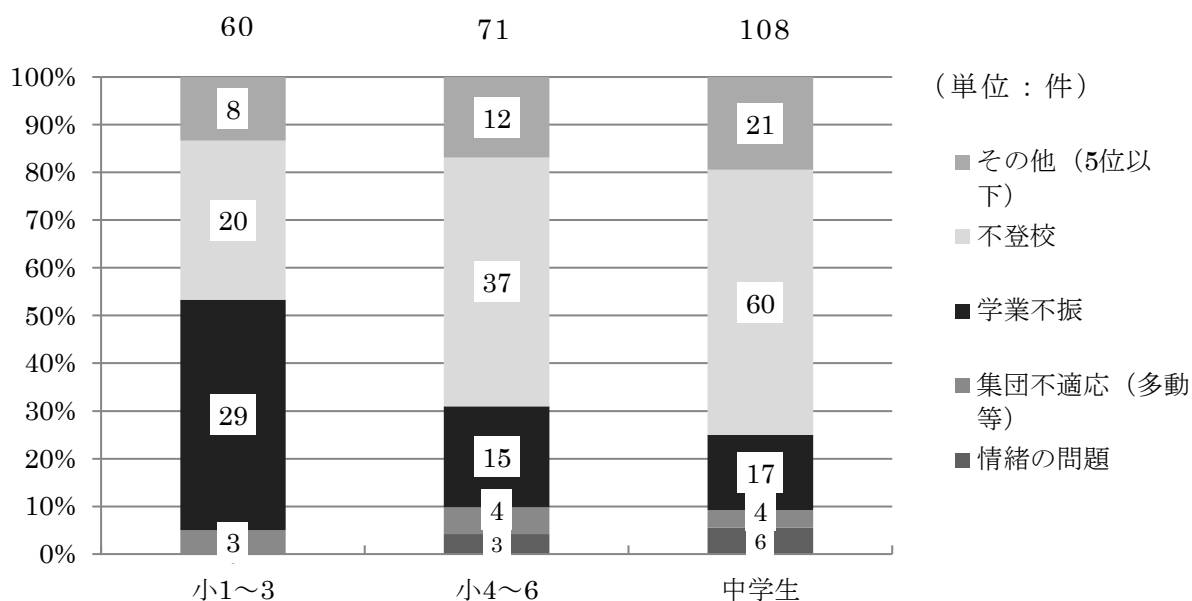
(単位：件)

主訴の内容	件数
不登校	131
学業不振	61
集団不適応（多動等）	13
情緒の問題	10
集団不適応（内気等）	10
学業知能その他	7
性格行動その他	7
緘黙	4
子育てについて	3
自閉症・同傾向	3
いじめ	3
その他	14
合 計	266

グラフ7 主訴別割合

⑧年齢別主訴について

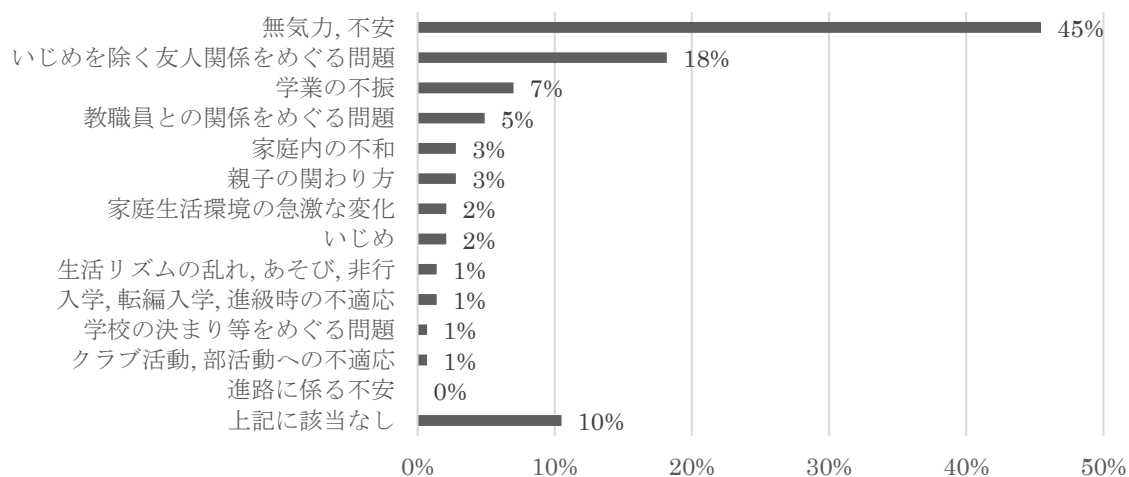
令和5年度の年齢別（小学校低学年、小学校高学年、中学生）それぞれの上位を占める主訴4項目をグラフ8に示す。



グラフ8 主訴上位4項目の学年ごとの分布

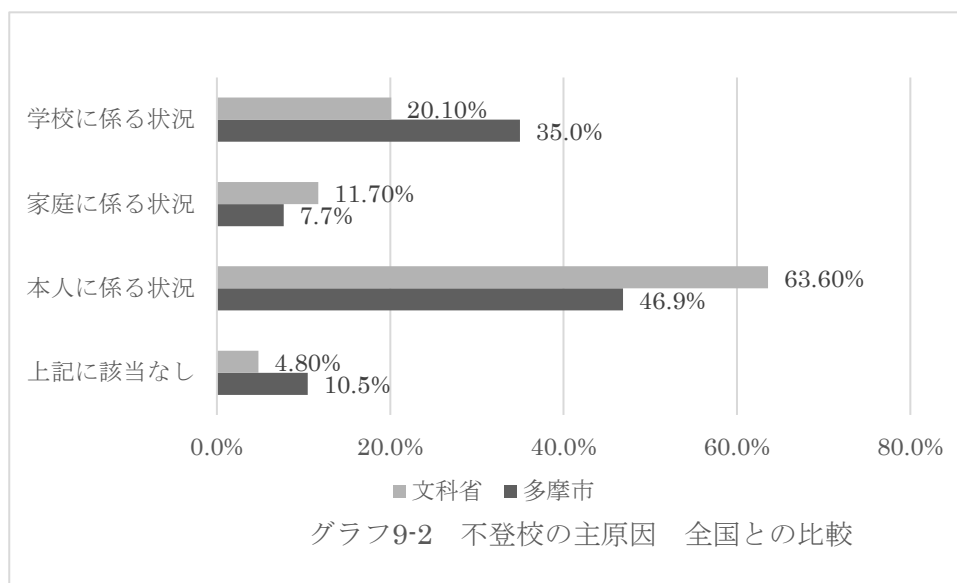
⑨不登校について

令和5年度の相談のうち、主訴が不登校、または主訴は別にあるが状況として不登校となっているケースについて、不登校となった原因についてグラフ9に示す。



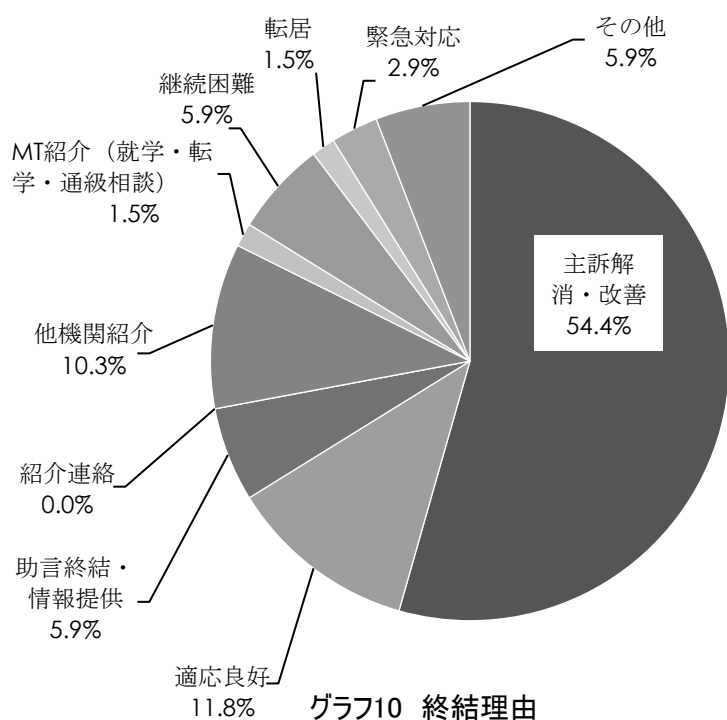
グラフ9-1 不登校の主原因

不登校の主要原因（単位：件）	件数		件数
無気力、不安	65	家庭生活環境の急激な変化	3
いじめを除く友人関係をめぐる問題	26	入学、転編入学、進級の不適応	2
学業の不振	10	生活リズムの乱れ、遊び、非行	2
教職員との関係をめぐる問題	7	クラブ活動、部活動への不適応	1
親子の関わり方	4	学校の決まり等をめぐる問題	1
家庭内の不和	4	進路に係る不安	0
いじめ	3	上記に該当なし	15
		合計	143



⑨終結について

終結理由をグラフ 10 に示す。



（単位：件）

終結理由	件数
主訴解消・改善	37
適応良好	8
助言終結・情報提供	4
紹介連絡	0
他機関紹介	7
MT 紹介（就学・転学・通級相談）	1
継続困難	4
転居	1
緊急対応	2
その他	4
合計	68

(4) 研修報告

①学校支援

以下の研修会に講師または出席者として参加し、学校支援や地域連携を行った。

ウ 市内連絡会等

月/日	内 容	参加相談員
5/29 12/14	スクールカウンセラー連絡会	齋藤真紀子、藤原真一 川嶋聖人 SSW(岸本恵子、佐藤則子、 下堀尚子、山下裕子)

②地域支援

月/日	内 容	講師
2/20	大妻女子大学 心理実習（見学実習）	藤原真一 豊嶋真由

(5) cocoro カード

①概要・目的

多摩市立教育センターでは、市内の小・中学生に気軽に相談できる「教育相談室」及びいつでも相談ができる「東京都いじめ相談ホットライン」を児童・生徒に直接知ってもらい、困った時の相談先として活用してもらうため、教育相談カードとして「cocoro カード」を平成 26 年度から配布している。

カードにサンリオピューロランドの利用時に使える特典を付加することで、長く所持してもらうとともに、携帯しやすい名刺サイズのカードにし、「ハローキティ」のイラストを掲載することで親しみやすいデザインとしており、児童・生徒に携帯し、気軽に相談してもらう事を目的としている。

②協賛

株式会社サンリオエンターテインメント

(6) メールによる相談受付

①経過・概要

近年、情報伝達手段が多様化している状況に対応するため、平成 30 年 9 月に、多摩市公式ホームページ内にメール相談窓口を設置した。

②件数・概要

件数：13 件

概要：不登校・登校渋り（7 件）、発達障害等に関すること（2 件）、いじめ・学力不振等その他（4 件）、

2 電話教育相談（子どもホットライン）

電話教育相談（子どもホットライン）は、匿名による児童・生徒、保護者からの電話相談である。助言や適切な相談先の紹介等により一回で終結する。

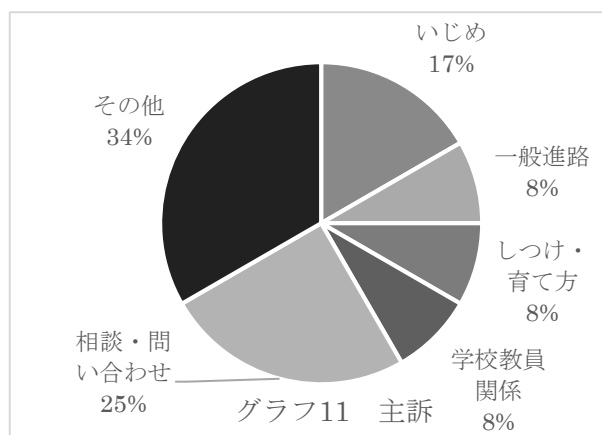
（１）電話教育相談の概況

①相談件数 （単位：件）

相談件数	件数
令和３年度	9
令和４年度	9
令和５年度	12

②主訴

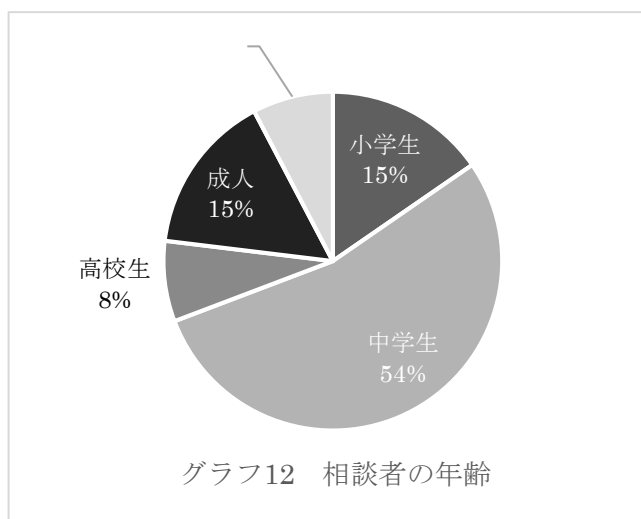
相談者の訴えをもとに分類した主訴別割合をグラフ 11 に示す。
(単位：件)



主 訴	件数
いじめ	2
一般進路	1
しつけ・育て方	1
学校教員関係	1
相談・問い合わせ	3
その他	4
合 計	12

③相談者の年齢

年齢の割合をグラフ 12 に示す。なお、小学生と中学生の両方にまたがる相談があったため主訴の件数より多くなっている。



(単位：件)

年 齢	件数
小学生	2
中学生	7
高校生	1
未成年	2
成人	1
合 計	13

3 インターネット・携帯 安心・安全相談

(1) インターネット・携帯 安心・安全相談の概要

①開設の背景

インターネット利用の急速な普及に伴い、子どもたちがインターネットを介して遭遇するトラブルも増加している。そうしたトラブルの未然防止はもちろん、発生してしまったトラブルに適切に対処するために、子どものインターネット利用に関わる様々なトラブルに対応できる相談および啓発活動の窓口として平成 22 年 7 月より教育相談室内に設置された事業である。

②事業の概要

インターネット利用や SNS 等のトラブルに対応する相談窓口の拡充を受け、専用電話窓口での相談対応は平成 31 年度末で終了した。現在は市内の各学校や各団体の要請に対して講師派遣業務を実施している。子どものインターネット利用に関する危険回避およびネットリテラシー等の啓発活動として、各団体または地域の状況に即した指導・助言や情報提供などを行う。

(2) 活動報告

①講師派遣業務

令和 5 年度は、昨年度同様小学校からの依頼が多かった。その中で市内の小中学校へ派遣した件数は表 1 の通りである。スマホやタブレット等のインターネット接続機器利用開始の低年齢化が進み、家庭での SNS ルールのみならず、一般的なネットリテラシーやモラル等についての知識を持つことを、子どもにも求められるようになった背景がある。また講演後に、児童生徒本人から自身の個人情報開示に関する相談を数件受けた。

表 1 講師派遣状況

日付	派遣先	対象
5/2	愛和小学校	5・6 学年児童
5/19	多摩第一小学校	4・5・6 学年児童
6/16	落合中学校	1・2・3 学年児童
6/24	永山小学校	中、高学年児童、保護者
7/8	東寺方小学校	高学年児童、保護者
7/15	豊ヶ丘小学校	4・5・6 学年児童、保護者
11/27	多摩第三小学校	中、高学年児童、保護者

4 スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）

（1）SSW 事業の概要

①主な業務

平成 21 年度から適応教室に配置してきた SSW 事業は、平成 26 年度より市内公立小・中学校からの要請を受けて対応する派遣型事業に移行している。主な業務としては、学校から要請のあった児童・生徒を取り巻く環境の調整であり、当該児童・生徒はもちろん、家庭や市内外の関連機関、様々な法人や団体等と連携して改善を図るものである。

また、対応ケース以外でも、懸念のある児童・生徒についての対応に関する相談を学校から受けた場合、助言や機関紹介・連携を行う。そのほか、不登校状況にある子どもたちの状況に関し、学校の協力を得て状況確認を行う。

②業務内容

ア 学校から申請を受けた対象児童生徒に関する支援

子ども一人ひとりを取り巻く環境は千差万別であり、その子ども自身の抱える困難さも多岐にわたるため、支援は本人の意志を尊重しつつ個別に計画して実践する。近年は不登校児童生徒に関わる支援の依頼が多いため、家庭訪問での子ども面接や保護者面接をはじめ、外出時の同行支援も必要に応じて行う。授業観察や学校側との話し合い、支援機関との連携等を進め、環境調整を行うことで状況改善に取り組む。

イ 市内各学校に対する状況確認

市内小・中学校の協力を得て、懸念のある子どもに関する聞き取りを行い、申請に至らない場合でも、校内支援に役立つ情報や助言を提供する。市内団体や行政窓口につなぐなど、学校と他機関との情報連携に資する取り組みを行う。

ウ ネットワーク会議等への出席

案件に関する連携会議のほか、他機関の定例会議や市内小・中学校の各主任会に参加する。また、任意団体との会合に参加して地域情報の集積や共有に努めている。

③今年度の活動概要

SSW が配置されている教育相談室の相談主訴件数は、近年「不登校」が多数を占める。全国的また市としても増加傾向にある不登校児童・生徒への様々な支援を行っていく中で、学校・家庭両方に機動的に対応できる SSW を 2 名増員し、4 名による学校担当制とした。SSW 活用の周知や「チーム学校」としての意識の共有、SSW からの能動的な支援などを目的として、試行的に学校内の校内委員会への出席を依頼し、実際に数校の会議に出席できた。令和 6 年度には、全 26 校の不定期な出席を目指し、目的達成を目指す。

様々な困難を抱えている子どもが登校に支障をきたす場合は多く、また、登校しにくい状況の継続により様々な問題が生じてくることも少なくない。対人トラブルや家庭の養育課題などへの対応や、学校教育から遠ざかっている子どもと学校との接続に努めた。また、令和 2 年度導入の e-ラーニングシステムを活用し、児童・生徒本人の希望を尊重した学習を進めて自宅での学習機会を増やすことができた。これにより不登校状況にある児童・生徒の学習意欲が高まり、本人の生きる力を取り戻す取り組みも実施できた。

(2) 活動報告

①申請案件に関する支援

今年度の対応ケース数、支援及び対応に関する内容については表 1・2 に示した。学校からの申請を受けて対応した案件については「申請後相談ケース」として記した。

教育センターや学校での本人および家族との面接や、病院や適応指導教室等への同行支援を行うとともに、本人および保護者に対して支援機関への接続を図った。

連携した機関としては、市内公立小中学校や各種高等学校、適応教室、特別支援教育マネジメントチームなど教育行政機関はもちろん、発達支援室をはじめとする市長部局、医療機関、警察や児童福祉機関、また、フリースクール、NPO 法人が挙げられる。家庭学習について、e-ラーニングシステムを活用しての学習機会確保にも取り組んだ。

②申請受理以外の案件に関する取り組み

申請案件以外でも、懸念のある児童・生徒に関して学校と情報を共有し、助言を行う取り組みを実施した。校内委員会への出席をはじめ、市民活動団体や福祉団体との連携を活かし、当該児童の支援につなげることができた。対応件数は表 2 の通りである。

③他機関との連携

市内機関である子ども家庭支援センター、児童館・学童クラブをはじめ、多摩児童相談所、民生委員、主任児童委員などの福祉部門とも必要な連携を行えた。また、市内外の医療機関、警察や福祉機関、社会福祉協議会、ハローワーク、特定非営利活動法人、任意団体等と連携して支援にあたることができた。

④講師派遣

小・中学校の校内教職員研修や地区公開講座での保護者向け講話の場面で学校から要請があり講師として派遣実施があった。内容としては家庭と学校の連携強化に関することや子どもとのかかわりに関すること等があった。

表1 申請後対応ケース 内容別・学年別内訳

●主訴内容別・学年別件数内訳【新規】												案件数 26	
依頼内容（複数該当あり）	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	その他	項目別計	合計	
問題行動を繰り返す	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	
経済的な理由で学校を休みがち	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1		
問題行動の改善に保護者の協力が得られない	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	4		
家庭環境の変化による学校への不適応	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	3		
保護者の心のケアが求められる	2	1	3	3	2	1	0	3	0	0	15		
児童虐待が疑われる	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	4		
その他	2	2	3	4	2	2	1	2	2	0	20		

●主訴内容別・学年別件数内訳【年度内合計】												実件数 36	
依頼内容（複数該当あり）	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	その他	項目別計	合計	
問題行動を繰り返す	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	67	
経済的な理由で学校を休みがち	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1		
問題行動の改善に保護者の協力が得られない	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	5		
家庭環境の変化による学校への不適応	0	0	0	2	1	1	0	2	1	0	7		
保護者の心のケアが求められる	2	2	3	3	3	3	0	4	2	0	22		
児童虐待が疑われる	0	2	1	1	1	0	0	1	0	0	6		
その他	2	0	3	6	3	5	1	3	2	0	25		

表2 連携・面接状況	
------------	--

●連携・面接回数【年度内合計】		1146
(申請後)相談ケース対応回数 合計		832
内訳	学校にて担任等との話し合い	69
	学校にて担任や保護者等との話し合い	28
	保護者・子どもと面接	180
	保護者・子どもへ連絡(電話・メール・手紙)	157
	他部署・他機関との連携	357
	その他	41
その他の対応(学校連携等) 回数 合計		314
内訳	学校連携(不登校状況確認・訪問等)	37
	SSW相談(不登校に関するもの)	21
	SSW相談(不登校以外)	14
	申請前事案に関する他機関連携	50
	ネットワーク会議	170
	研修会等	4
	その他	18

表3 講師派遣状況	
-----------	--

[illegible]

令和5年度 特別支援教育マネジメントチーム 活動報告

1 特別支援教育マネジメントチームの概要

平成19年度に、多摩市の特別支援教育の推進役として発足した「多摩市特別支援教育マネジメントチーム（以下「マネジメントチーム」という。）」は、多摩市立教育センターを中心として、市内小・中学校の就学相談、フォローアップ、転学相談、特別支援教室・通級相談及び心理等の専門家による巡回相談等の業務にあたっている。

2 主な業務

(1) 就学相談

ア 相談業務

- (ア) 就学相談に申し込まれた保護者や子どもとの相談業務
- (イ) 幼稚園、保育園及び在籍校（中学校就学相談）での行動観察、検査等
- (ウ) 保護者を対象とした特別支援学級の合同見学会

※ 合同見学会とは、主に就学相談込者を対象により適切な就学先を検討するため
市内特別支援学級の学級説明及び授業見学をするもの

- (エ) 中学校に就学を予定している児童の体験入級等

《年別申込み件数》

年度	小学校	中学校	計
令和元年度	139	83	222
令和2年度	130	94	224
令和3年度	128	115	243
令和4年度	141	114	255
令和5年度	136	112	248

《就学相談の紹介機関別申込件数》

紹介機関名	件数
保育園	25
幼稚園	11
学校	83
通級	7
子ども家庭センター	3
健康センター	2
発達支援室	23
市教育委員会	5
教育相談室	7
医療機関	59
その他	37
計	262

※ 1件につき、複数の機関から紹介を受けている場合を含む。

《就学相談後の内訳》

	小学就学	中学就学	計
① 就学相談（②＋③＋⑥）	136	112	248
② 相談取下げ ※ 保護者希望による	2	10	12
③ 判定数（④＋⑤）	134	102	236
④ 一致	116	87	203
⑤ 不一致	18	15	33

※ ⑤の不一致は特別支援教室判定のケースは含まない。

※ 就学支援委員会で「継続相談」「保留」となったケースは、審議件数から除く。

《相談内容件数》

相談内容	件数
子面接	74
保護者面接	865
検査	324
行動観察	213
学校等連携	511
学級見学	87
体験入級	15
計	2,089

《合同見学会（特別支援学級）参加件数》

	小学校 (7校)	中学校 (5校)	計
前期	89	66	155
後期	56	16	72
計	145	82	227

イ 就学支援委員会

就学支援委員会は、医師、心理の専門家、学識経験者、特別支援学級設置校長・教諭、特別支援学校校長・主幹教諭等で構成し、一人ひとりの児童・生徒に適した就学先について審議し、審議結果を教育長に報告している。令和5年度は、8月から12月の期間に7回と翌年の1月に臨時で開催した。

令和元年度より、年々増加していく就学相談申し込みに対応するため、小学校就学相談で「特別支援教室」への利用を希望するケースを対象とした就学支援委員会を別途実施している。

《小学校への就学》

会議種別		就学支援委員会								特別支援 教室判定会			臨時 判定	計
開催回		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③		
通常の学級			0		0	2	2	0	0	2	2	1	0	9
特別支援教室			3		5	9	3	2	1	12	8	8	1	52
通級制言語			3		1	2	2	1	1	0	0	0	0	10
通級制難聴			0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害 特別支援学級			5		8	4	1	2	0	0	0	0	1	21
自閉症・情緒障害 特別支援学級			5		5	6	5	1	0	0	0	0	0	22
特別支援学校	知的		9		2	2	0	1	1	0	0	0	0	15
	肢体		3		2	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	視覚		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	聴覚		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病弱		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計			28		23	25	13	7	3	14	10	9	2	134

《 中学校への就学 》

会議種別		就学支援委員会							臨時 判定	計
開催回		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
通常の学級		0	0	0		0	0	0	0	0
特別支援教室		7	5	3		7	5	5	1	34
知的障害 特別支援学級		4	1	8		3	2	4	1	24
自閉症・情緒障害 特別支援学級		3	4	3		8	13	9	2	42
特別 支援 学校	知的	0	0	2		0	0	0	0	2
	肢体	0	0	0		0	0	0	0	0
	視覚	0	0	0		0	0	0	0	0
	聴覚	0	0	0		0	0	0	0	0
	病弱	0	0	0		0	0	0	0	0
計		14	10	16		18	20	18	4	102

※ 就学支援委員会で「継続相談」「保留」となったケースは、審議件数から除く。

※ 「臨時判定」は、就学支援委員会以降に審議したものを計上している。

ウ 総合判断

就学支援委員会からの報告をもとに、児童・生徒一人ひとりの就学先について教育委員会において総合的に判断を行い、就学先を決定している。

エ 就学支援ファイル

就学相談で得た情報をまとめた「就学支援ファイル」について、保護者の同意のもと、就学先の学校に送付し、申し送りを通して、就学後の支援が学校で適切に行われるように学校と密接な連携を行っている。（2月下旬～3月下旬）

令和5年度の申し送りは、フォローアップケースの場合は学校を訪問して対面で行い、その他特別支援教室や通級指導学級の場合は書類での申し送りを基本とした。

管理職、特別支援教育コーディネーター、担任等に「就学支援ファイル」の内容及び活用方法を説明し、入学後の支援に役立つように努めた。

《就学支援ファイルの内容》

- ・就学相談票
- ・行動観察記録
- ・医師の診察記録
- ・就学相談資料
- ・実施した諸検査の結果
- ・学校生活スタートプラン等

（２）フォローアップ相談

就学支援委員会の審議結果と異なる学校（学級）に就学した児童・生徒とその保護者を対象に、１年間のフォローアップ相談を行っている。これは、主に１学期を中心に該当校を訪問して担任教諭と情報交換し、教育委員会と支援方法を共有するなどの活動である。

支援方法は通級相談、転学相談、他機関の紹介、保護者との面談及び児童・生徒の行動観察、専門家による巡回相談の紹介等が挙げられる。なお、平成２８年度から保護者意向に基づき、卒業するまで継続してフォローを行ってきたが、ニーズの無いケースも多かった。そこで令和元年度から、２年目以降の継続については、保護者と学校からの申し出に基づき継続したフォローアップを行っている。

《フォローアップ相談申込み件数》

	小学校	中学校	計
新規申込み	12	12	24
前年度から継続	27	16	43
計	39	28	67

《フォローアップ相談結果》

項目	小学校	中学校	計
転学 (フォローアップ終了)	2	1	3
転学相談中	0	0	0
特別支援教室 通級入級	0	0	0
学校対応	30	23	53
取り下げ・卒業 就学相談へ	7	4	11
計	39	28	67

《相談内容の件数》

相談内容	就学相談	転学相談
子面接	3	2
保護者面接	27	4
検査	4	0
行動観察	28	3
学校等連携	79	9
学級見学	1	0
体験入級	3	0
計	145	18

(3) 転学相談

保護者意向に基づき学校からの申し込みにより、転学相談を行っている。特別支援学級から通常の学級への転学希望の場合には、通常の学級での体験入級を段階的に行う等の取り組みも行なった。

他課との連携については、教育指導課及び学校支援課に対し、随時相談の経緯等の情報共有を図るほか、学校支援課・マネジメントチーム・心理の専門家が転学相談資料をもとに検討をし、検討結果を踏まえ教育委員会で総合的に転学の判断をしている。

《 転学相談の内容 》

対象	転学相談の内容
保護者	・ 転学についての要旨の説明 ・ 相談員との面接 ・ 特別支援学校、特別支援学級（通常の学級）の見学体験
児童・生徒	・ 相談員との面接及び検査の実施 ・ 学校での行動観察 ・ 特別支援学校の見学 ・ 特別支援学級（通常の学級）での体験入級 ・ 学校での状況の聞き取り ・ 児童、生徒の行動観察

《 転学相談の件数 》

学年	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	57	33	60	64	45
小 1	6	8	10	10	6
小 2	12	5	18	14	15
小 3	12	6	13	16	11
小 4	14	8	12	17	10
小 5	10	5	7	6	2
小 6	3	1	0	1	1
中学校	12	9	6	8	7
中 1	3	7	2	4	5
中 2	6	2	3	2	2
中 3	3	0	1	2	0
計	69	42	66	72	52

《 相談内容の件数 》

相談内容	件数
子面接	39
保護者面接	193
検査	83
行動観察	44
学校等連携	206
学級見学	14
体験入級	17
計	596

《 転学相談審議結果 》

在籍種別	転学審議結果	小学校	中学校	計
通常の学級	特別支援教室	0	0	0
	自閉・情緒固定学級	5	1	6
	知的固定学級	4	0	4
特別支援教室	特別支援教室	1	0	1
	自閉・情緒固定学級	21	1	22
	知的固定学級	3	0	3
自閉・情緒固定学級	通常の学級	0	1	1
	特別支援教室	1	0	1
	知的固定学級	1	1	2
知的固定学級	特別支援教室	0	1	1
	特別支援学校（知的）	1	0	1
取下げ		4	1	5
継続相談		4	1	5
計		45	7	52

（４）特別支援教室・通級相談

新年度に入学予定の児童・生徒に関しては、すべて就学相談を通して入級判定を行い、小・中学校に在籍中の入級希望者に関しては、以下のとおり通級相談を行っている。

学校種別	学級種別	判定	入級・指導開始
小学校	特別支援教室	6月～1月に4回	判定月の翌月1日以降
	難聴・言語通級	前期：7月 後期：12月	前期：10月 後期：4月
中学校	特別支援教室	6月～1月に4回	判定月の翌月1日以降

※ 特別支援教室の指導開始については、原則として1月・2月・3月は実施しない。

《 特別支援教室 学年別申込み件数 》

学年	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	100	107	127	108	122
	小1	23	26	29	25
	小2	33	32	41	42
	小3	16	16	22	17
	小4	16	23	18	22
	小5	8	9	14	13
	小6	4	1	3	3
中学校	5	7	8	3	7
	中1	0	3	0	3
	中2	5	3	4	3
	中3	0	1	1	1
計	105	114	135	111	129

《きこえとことばの教室 学年別申込み件数》

学年	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	12	22	15	18	19
小1	6	14	10	10	13
小2	5	8	3	5	4
小3	0	0	2	1	2
小4	1	0	0	1	0
小5	0	0	0	1	0
小6	0	0	0	0	0

(5) 巡回相談

特別な支援が必要と思われる児童・生徒について専門家が学校を訪問し、授業観察等を行ったうえで、学校（管理職・特別支援教育コーディネーター・担任等）に対して支援や指導方法等の助言を行っている。

《巡回相談の件数》

学年	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	78	29	44	49	34
小1	24	14	13	17	4
小2	14	6	8	13	10
小3	17	4	8	4	6
小4	16	3	6	8	6
小5	2	2	8	4	5
小6	5	0	1	3	3
中学校	6	8	6	4	6
中1	5	4	4	4	5
中2	1	4	2	0	1
中3	0	0	0	0	0
計	84	37	50	53	40

令和5年度 適応教室（ゆうかり教室）活動報告

1 ゆうかり教室の概要

（１）目 的

学校や家庭、相談機関等と連携し、個別指導や集団活動を通して児童・生徒の自己肯定感を高め、豊かに生きるための基礎的な力を育む。

（２）施 設

諏訪複合教育施設「かけはし」4階

TEL：042-372-1076

（３）対象者

原則として、多摩市の公立の小・中学校に在籍し、何らかの理由により登校しない・できない児童・生徒

（４）開・閉室時間

毎週月曜日から金曜日の8時45分から15時まで

（５）指導方針

次の指針を重点目標とする。

- ① 基本的生活習慣の確立（生活リズムを整える。）
- ② 学ぶ意欲と自信の醸成（「わかった」「できた」を積み重ねる。）
- ③ コミュニケーション能力の育成（人との関わりを体験する。）

（６）入室の手順

- ① 児童・生徒及び保護者は在籍校と相談の上、ゆうかり教室を見学し、面接を受ける。
- ② ゆうかり教室への通室を希望する場合は、体験入室を行う。
- ③ 正式に入室を希望する保護者は、在籍校の校長に「ゆうかり教室入室願」を提出する。
- ④ 校長は保護者からの入室願を受け、入室が適当であると認めた場合、「ゆうかり教室申込書」の原本と、「ゆうかり教室入室願」の写しを教育センター長に送付する。
- ⑤ 教育センター長は校長からの申請を受け、入室が適当と認めた場合、校長に対して「ゆうかり教室入室の通知」を送付する。
- ⑥ 次年度も継続して通室を希望する場合、保護者は年度当初に再度「ゆうかり教室入室願」を校長に提出し、以下同様の手続きを行う。

（７）「ゆうかり教室活動状況報告書」について

通室している児童・生徒については翌月に各学校長宛に活動状況報告書を送付する。報告書には、「通室日数・通室日時・活動状況・連絡事項」等を記載する。

2 活動の状況

(1) 通室者数 (令和6年3月現在 体験通室者を含む)

	小学校	中学校	計
通室者数	28 人	47 人	76 人
週 1 日以上の定期通室者数	13 人	22 人	35 人
社会的自立に向けた改善が見られた人数 ※1	11 人	22 人	33 人

昨年度からの継続通室者 20 名

中学 3 年生の進路：高校等進学 8 名

※1 学習や興味のあることに主体的に向かうようになった、学校や他の社会的自立に向けた施設等に通うようになった、目標や進路を主体的に考え、それに向かった行動をするようになった等

(2) 日課

午前中は教科学習を中心に指導を行い、午後は教科学習の他、スポーツや美術、家庭科などの体験的活動等を行った。

(3) 主な活動（指導）内容

① 学習活動

ア 自学自習を基本とした。

イ 主に数学・英語・国語において、所員とピアティーチャーによる個別指導を行った。

ウ 定期的に小集団による理科の指導を実施した。

② 生活指導

自身の心身の健康・安全について関心をもち、生活を改善しようとする意欲がもてるように指導・助言を行った。

③ 進路指導

在籍校や保護者と連携を取りながら、進路に関する情報提供、作文指導、面接指導等の支援を行った。

その他にも、10月20日、27日に実施した「自己の進路選択のための説明・相談会」の実施に携わった。

(4) 特別活動（学活等）

適応教室プログラム改善事業（コアタイム）

令和4年度から開始した学習指導、生活指導以外の学びのプログラムで児童・生徒の社会的自立を支援し、ボードゲーム、モノづくり、自分たちで企画を考えるなど、子どもたちにとって魅力のあるコンテンツを提供し意欲を高め自己肯定感を育む。また、個別の関わりが多い子どもたちがプログラムの中で自然と他者と関わり、コミュニケーションできる機会をつくることを目的としている。令和5年度に定期通室する児童・生徒が増加したことは、こまやかな個別指導に加え、本事業を導入することで、サポート体制が整ったことが要因と考える。

プログラム改善事業（コアラタイム）回数	43 回
プログラム改善事業（コアラタイム）延べ参加人数	303 人

（５）ゆうかり保護者交流会

今年度はじめて「ゆうかり保護者交流会」を開催した。「コアラタイム」の導入等により、通室する児童・生徒が増加していることを踏まえ、ゆうかり教室で子どもたちがどのように過ごしているのかを知る機会を作ること、また保護者同士の交流・情報交換等ができるようにすることを目的として実施した。参加状況は以下のとおりである。参加者からは、開催継続の要望があったため、令和 6 年度も開催回数を増やして実施予定である。

開催日時	令和 5 年 10 月 13 日（金）15：15～16：00
参加者	ゆうかり通室児童・生徒の保護者 10 名
内容	教室の様子（スライドショー） グループに分かれて交流会（所員、心理相談員、SSW も参加）

（６）e-ラーニングの試行導入

① 概要

不登校児童・生徒への学習機会の確保を目的として、e-ラーニングの試行導入を開始し、令和 2 年 7 月から中学 3 年生を対象に希望者へ e-ラーニング利用のための ID の発行を行った。

その後、対象学年を小学 6 年生から中学 3 年生まで拡大。学習意欲はあるが様々な理由で適応教室まで通うことが難しい児童・生徒に対して、スクールソーシャルワーカーの家庭訪問により面接機会を確保するとともに、e-ラーニングの使い方や学習目標の立て方等を指導し、学習を進めるための補助を行った。

② e-ラーニング利用手順

希望者に対し ID を発行、2 週間の体験期間を経て、引き続き e-ラーニングによる学習を行う場合は、児童・生徒本人の同意の上、保護者より申請を受け、正式な利用を開始する。

③ e-ラーニング登録者数

学年	併用 ※1	e-ラーニング のみ利用	体験期間のみ	計
小学 4 年生	1	0	0	1
小学 5 年生	1	0	0	1
小学 6 年生	0	1	1	2
中学 1 年生	1	1	1	3
中学 2 年生	1	2	2	5
中学 3 年生	0	3	1	4
計	4	7	5	16

※1 ゆうかり教室での指導と e-ラーニングの併用

令和5年度 適応指導（日本語指導）活動報告

1 適応指導（日本語指導）の概要

帰国児童・生徒や外国籍である等の理由から、日本語の理解が不十分な児童・生徒に対して、市立小・中学校へ指導員を派遣し、日本語や日本の生活習慣等についての指導や支援を行った。対象児童・生徒の「母語等を用いての日本語指導」と「日本語を用いての日本語指導」を並行して行っている。これにより、多様化する児童・生徒の実情に即した指導を実施することができた。また、平成27年度から、指導を行っている児童・生徒の保護者に対し、保護者会等に通訳をつける支援体制を整えている。平成29年度は、中学校の進路に関する説明会等で、通訳支援を行った。

さらに令和元年度から、指導回数の上限を今までの30回から35回に増加し、指導の充実が図られた。

また、平成28年度に、委託事業者である国際交流センターのもと、日本語の理解が不十分で本制度の理解が難しい保護者に対しても本事業の案内ができるよう、英語・中国語・ハングル・タガログ語版の説明用のチラシを作成し、各学校にて活用してもらえよう配布を行い、現在も活用している。

なお、学年別及び生育国別の指導人数の内訳は、以下のとおりである。

【学年別指導人数】

学 年	人 数
小学1年生	9
小学2年生	4
小学3年生	2
小学4年生	2
小学5年生	2
小学6年生	1
小 計	20
中学1年生	2
中学2年生	2
中学3年生	0
小 計	4
合 計	24

【生育国別指導人数】

生 育 国	母語等による指導	日本語による指導	人 数
アフガニスタン	1	0	1
アメリカ	1	1	2
インド	1	0	1
インドネシア	1	0	1
ウズベギスタン	0	2	2
タイ	1	0	1
フィリピン	2	0	2
モンゴル	1	0	1
ルーマニア	1	0	1
ギニア	0	1	1
ネパール	0	1	1
ベトナム	0	1	1
中国	6	2	8
日本	0	1	1
合 計	15	9	24

【保護者への支援（通訳）回数】

通訳言語	小学校	中学校	利用回数
英語	1	0	1
韓国語	1	0	1
合 計	2	0	2

令和5年度 VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）活動報告

1 事業開始の経緯・概要

令和5年10月から、東京都教育委員会が構築したオンライン上の3D仮想空間「VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）」を活用し、GIGAスクール構想での一人一台端末環境のもと、従来の現実世界での支援に加え3D仮想空間上での支援として、「多摩市フレキシスクール Online」を開設した。

2 対象者

（1）「VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）」対象者

- ・登校しない、または、したくてもできない児童・生徒

（2）「VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）日本語指導」対象者

- ・市内小中学校に在籍の外国籍の児童・生徒
- ・帰国子女の児童・生徒

3 事業内容

（1）オンライン交流支援について

不登校の児童・生徒に対し、VLPの3D仮想空間内において、交流スペースでの相談やイベントで居場所を提供した。

VLPでは、児童・生徒が交流を行う際に、仮想空間が三次元であることから、人のアバターや各種アイテム等の大きさや動きなどをよりリアルに体感することができる。また、多様なアバターのリアクションによって豊かな表現を行うことで、待機している相談員や、他の児童・生徒と、臨場感のある交流を実現することができる。

毎週月曜日に行うイベント「コアラタイム オンライン」では、星槎国際高等学校の教員による、毎回テーマを設けたソーシャルスキルトレーニングを実施した。

毎週水曜日と木曜日に行うイベント「なんでもおはなし会」では、明星大学心理学部の大学院生と対話する、部屋の中でゲームをする等、様々な交流を行った。

（2）学習支援について

不登校の児童・生徒に対し、VLPの3D仮想空間内において、オンライン学習コンテンツとして「デキタス」を提供した。「デキタス」は、小1から中3までの5教科の教科書内容に沿った授業動画や演習問題を通して、既習・未習分野のさかのぼり・さきどり学習を行う、教科書対応学習システムであり、このコンテンツを活用して、学習の支援を行った。

(3) 日本語指導について

市内小中学校に在籍の外国籍の児童・生徒及び帰国子女の児童・生徒に対し、VLP の 3D 仮想空間内において、オンライン日本語学習コンテンツ「すらら にほんご」を提供した。「すらら にほんご」は、小 1 から中 3 までの正しい日本語を体系的に、楽しみながら学習することができ、日本語レベルに応じた学習が可能な日本語学習システムであり、このコンテンツを活用して、学習の支援を行った。

令和 5 年 11 月に行ったイベント「Japanese class」では、日本語指導実績のある講師による、母語等を用いての日本語指導や日本の生活習慣等についての指導や支援等の交流を行った。

【学年別アカウント登録人数】

学 年	人 数	学 年	人 数
小学 1 年生	2	中学 1 年生	4
小学 2 年生	2 (内日本語指導 1)	中学 2 年生	5 (内日本語指導 1)
小学 3 年生	2 (内日本語指導 1)	中学 3 年生	6
小学 4 年生	2		
小学 5 年生	5		
小学 6 年生	2		
小 計	16 (内日本語指導 2)	小 計	15 (内日本語指導 1)
合 計	31 (内日本語指導 3)		

【月別ログイン人数】

月	人 数	月	人 数
4 月		10 月	30
5 月		11 月	30
6 月		12 月	33
7 月		1 月	25
8 月		2 月	27
9 月		3 月	25
合 計	170		

令和 5 年度 運営組織

組織編成機構 教育部

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

教育センター

センター長 1 名、指導主事 1 名、センター主査 1 名

特別支援・相談担当

担当主査 2 名、職員 4 名

庶務・人事管理

施設・設備の維持管理

適応指導（日本語指導）

特別支援教育推進計画に基づく取り組みの推進

VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）【協力機関：学校法人国際学園星槎高等学校、明星大学】

教育相談室

職員 9 名

教育相談（来所相談）

電話教育相談

インターネット・携帯電話 安全安心相談

スクール・ソーシャル・ワーカー

特別支援教育マネジメントチーム

職員 12 名

就学相談

転学相談

特別支援教室・通級入級相談

巡回相談

フォローアップ相談

ゆうかり教室

職員 4 名

適応教室 【協力機関：学校法人国際学園星槎高等学校】

《参考資料》関係例規

○多摩市立教育センター条例

平成14年3月31日条例第20号

最終改正 平成19年12月27日条例第43号

(設置)

第1条 多摩市における学校教育の充実と振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、多摩市立教育センター（以下「教育センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 多摩市立教育センター

位置 多摩市諏訪五丁目1番地

(管理運営)

第3条 教育センターの管理運営は、多摩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(事業)

第4条 教育センターは、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) 学校及び学級経営の相談、助言及び支援に関すること。
- (3) 教育資料の収集、整理、保管及び活用に関すること。
- (4) 適応指導に関すること。
- (5) その他第1条に掲げる目的を達成するため、教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第5条 教育センターに教育センター長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第6条 教育委員会の諮問に応じ、教育センターを適正かつ円滑に運営するため、多摩市立教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の委員の定数は、11人以内とする。

3 委員の任期は2年とし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則（平成19年条例第43号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○多摩市立教育センター条例施行規則

平成14年3月28日教委規則第7号

最終改正 平成24年6月26日教委規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市立教育センター条例（平成14年多摩市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 多摩市立教育センター（以下「教育センター」という。）の開所時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず多摩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める場合には、臨時に開所時間を変更することができる。

(休所日)

第3条 教育センターの休所日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合には、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(教育相談の対象者)

第4条 条例第4条第3号に規定する教育相談の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 多摩市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）に在籍する児童、生徒及びその保護者又は保護者に準ずる者

(2) 多摩市の住民基本台帳に記録されている者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

(教育相談の種類)

第5条 教育相談の種類は、次のとおりとする。

(1) 来所相談（教育センターに来所して相談対応するもの）

(2) 電話相談（電話により相談対応するもの）

(3) 巡回相談（小・中学校を巡回して相談対応するもの）

(4) その他

(相談時間)

第6条 来所相談及び電話相談の時間は次のとおりとする。

(1) 来所相談 午前10時から午後5時まで（午後零時から午後1時までを除く。）

(2) 電話相談 午前9時から午後4時まで（午後零時から午後1時までを除く。）

2 前項の相談時間は、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則（平成24年教委規則第13号）

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

○多摩市立教育センター運営委員会規則

平成14年3月28日教委規則第8号

最終改正

平成20年3月28日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市立教育センター条例（平成14年多摩市条例第20号）第6条第4項の規定に基づき、多摩市立教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、多摩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問事項について審議し、答申する。

2 運営委員会は、前項の審議を行うため、必要な調査研究等を行う。

3 前2項に定めるもののほか、運営委員会は、多摩市立教育センターに関する諸施策について提言することができる。

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者 1人

(2) 市立小学校長 1人

(3) 市立中学校長 1人

(4) 市立特別支援学級設置学校長 1人

(5) 市立小学校副校長 1人

(6) 市立中学校副校長 1人

(7) 市立学校の児童又は生徒の保護者 2人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長の任期は、1年とし、委員の互選により決定する。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 運営委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、多摩市立教育センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則（平成20年教委規則第8号抄）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、多摩市立教育センター条例(平成14年多摩市条例第20号)に基づき、多摩市立教育センター(以下「教育センター」という。)の事務を処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(担当の設置)

第2条 教育センターに特別支援・相談担当2(以下「担当」という。)を置く。

(職員)

第3条 担当に担当主査を置く。

- 2 教育センターに主査を置くことができる。
- 3 教育センターに統括指導主事を置くことができる。
- 4 教育センターに指導主事を置く。指導主事は、教育部教育指導課に置く指導主事をもって充てることができる。
- 5 教育センターに専任所員、主任教育相談員及び教育相談員を置く。
- 6 教育センターにその他必要な職員を置くことができる。

(職員の職責)

第4条 教育センター長は、上司の命を受けて、教育センターを管理し、教育センターが行う事務事業を掌理するとともに、所属職員を指揮監督する。

- 2 担当主査は、上司の命を受けて、担当の事務を処理する。
- 3 主査は、担当主査の命を受け、その指示するところにより担当の所属職員に対し助言を行い、事務を処理する。
- 4 統括指導主事は、指導主事を統括し、教育センター長の命を受けて、教育センターの事業に係る学校教育に関する専門的事務に従事する。
- 5 指導主事は、上司の命を受けて、教育センターの事業に係る学校教育に関する専門的事務に従事する。
- 6 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。
- 7 前各項に掲げる者は、担任の事務の執行状況につき随時文書又は口頭により上司に報告するものとする。

(事務分掌)

第5条 担当の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、整理及び保管に関すること。
- (3) 施設・設備の維持管理に関すること。
- (4) 予算、決算及び経理事務並びに庶務に関すること。
- (5) 特別支援教育に係る教員への研修及び指導・助言に関すること。
- (6) 教育情報資料の収集、整理、保管及び活用に関すること。
- (7) 教育センター運営委員会に関すること。

- (8) 相談に関する調査及び資料の作成に関すること。
- (9) 幼児、児童及び生徒の教育・発達相談に関すること。
- (10) 適応指導（日本語指導）に関すること。
- (11) 不登校及び適応教室に関すること。
- (12) 就学・転学相談及びこれに係る就学事務に関すること。（就学通知書及び転（編）入学通知書の発行を除く。）
- (13) 通級指導学級等入退級相談及びこれに係る入級事務に関すること。（入級許可書の発行を除く。）
- (14) 就学支援委員会に関すること。
- (15) 巡回相談に関すること。
- (16) 健康福祉部障害福祉課発達支援室担当の発達障がい児（者）の相談に関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか幼児、児童及び生徒の相談に関すること。

（業務報告）

第6条 教育センター長は、各月における業務の概要を、その翌月の10日までに、教育部教育指導課長を経て教育部長に報告しなければならない。

（文書の取扱い）

第7条 文書の取扱いについては、多摩市教育委員会事務局文書管理規程（平成15年多摩市教育委員会規程第2号）を準用する。この場合において、「課」又は「主管課」とあるのは「教育センター」に、「課長」又は「主管課長」とあるのは「教育センター長」と読み替える。

（職員の服務規程の準用）

第8条 職員の服務に関して、特に定めるもののほか多摩市の例による。

（職の指定の準用）

第9条 教育センターの職の指定に関しては、多摩市組織規則（昭和46年多摩市規則第19号）を準用する。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則（令和4年教委規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

○多摩市就学支援委員会設置要綱

平成14年4月1日多教委告示第12号
最終改正 平成26年5月13日多教委告示第18号

(設置)

第1条 多摩市に住所を有する心身に障がいのある就学予定者及び児童・生徒（以下「障がい児」という。）に対し、適切な就学支援を行うため、多摩市就学支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援委員会は、多摩市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の依頼に基づき、就学時における障がい児の就学支援の内容について、関係機関と連絡調整のうえ、調査審議し、その結果を教育長に報告する。

2 支援委員会は、必要に応じて当該障がい児の保護者に対して、適切な就学についての専門的な支援及び助言ができるものとする。

(構成)

第3条 支援委員会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 心理学を専門とする者
- (4) 特別支援学級を設置する小学校及び中学校の校長
- (5) 特別支援学級を設置する小学校及び中学校の教員
- (6) 通常学級の教員
- (7) 都立特別支援学校の教員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 支援委員会に委員長及び副委員長を置き、特別支援学級を設置する小学校及び中学校の校長のうちからこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 支援委員会は、委員長が招集する。

(行動観察委員)

第7条 適切な就学支援の検討を行うため、支援委員会への審議資料を作成するものとして、行動観察委員（以下「観察委員」という。）を置く。

2 観察委員は、障がい児の行動観察を行い、その結果を支援委員会に審議資料として提出し、必要に応じて支援委員会において報告を行う。

3 観察委員は、次に掲げる者のうちから33人以内をもって教育長が委嘱する。

- (1) 特別支援学級を設置する小学校及び中学校の教員
- (2) 都立特別支援学校の教員
- (3) 就学を担当する教育相談員
- (4) 特別支援教育の推進を担当する職員
- (5) 健康福祉部障害福祉課発達支援室担当相談員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

4 観察委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 委員長は、支援委員会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(会議の非公開)

第9条 支援委員会の会議のうち、個人情報を取り扱う部分に関しては、原則非公開とする。

(庶務)

第10条 支援委員会に関する庶務は、教育センターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか支援委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (平成26年多摩市教育委員会告示第18号)

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

**令和5年度（2023年度）
多摩市立教育センター 活動報告書**

令和6年8月 発行

多摩市立教育センター

〒206-0024 東京都多摩市諏訪五丁目1番地
かけはし（諏訪複合教育施設）内

電話 042-372-1010

FAX 042-372-1074